

資料編

1 千代田区男女平等推進区民会議名簿

役名	氏名	所属等
会長	三浦 まり	上智大学法学部教授
副会長	鈴木 浩子	日本薬科大学医療ビジネス薬科学科教授
委員	金子 雅臣	一般社団法人 職場のハラスメント研究所 代表理事
委員	五十嵐 裕美子	弁護士
委員	原田 裕美	ちよだ女性団体等連絡会 (MIW活動登録団体選出)
委員	村田 和美	千代田区婦人団体協議会
委員	渡邊 千恵子	千代田区民生・児童委員協議会
委員	村木 さをり	千代田区青少年委員会
委員	塚田 恭平※1	教育委員会 指導主事
委員	牧田 裕一※2	教育委員会 指導主事
委員	岩谷 祐治	東京都労働相談情報センター 相談調査課長
委員	宇塚 悠介	東京青年会議所千代田区委員会
委員	山下 賢仁※3	連合千代田地区協議会 三菱電機動労組合本社支部(連合千代田地区協議会副議長)
委員	半田 真也※4	連合千代田地区協議会 三菱電機動労組合本社支部(連合千代田地区協議会副議長)
委員	福井 泰代	東京中小企業家同友会
委員	大賀 一樹	NPO法人 共生社会をつくる セクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク
委員	深野 恵津子	公募
委員	田茂山 史恵	公募

※1 令和2年度(2020年度)第3回千代田区男女平等推進区民会議まで

※2 令和3年度(2021年度)第1回千代田区男女平等推進区民会議から

※3 令和2年度(2020年度)第2回千代田区男女平等推進区民会議まで

※4 令和2年度(2020年度)第3回千代田区男女平等推進区民会議から

2 千代田区男女平等推進区民会議設置要綱

平成12年4月16日12千総男女発第17号

改正

平成14年4月18日14千政国発第14号

平成16年3月22日15千政国発第216号

平成26年3月13日25千政国男発第233号

平成27年4月1日27千地国男発第7号の6

平成28年2月25日27千地国男発第285号

千代田区男女平等推進区民会議設置要綱

(設置)

第1条 千代田区がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等施策への提言や、「千代田区男女平等推進行動計画」の推進方策など、広く区民、有識者等の意見を聞き、その成果を新行動計画の策定過程等に反映させるため、男女平等推進区民会議(以下「推進区民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進区民会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「千代田区男女平等推進行動計画」の実施推進に関すること。
- (2) 新行動計画の策定に向けた、男女平等施策への提言・検討
- (3) その他、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進区民会議は、次に掲げる者又は機関のうちから、区長が委嘱する20名以内のもの(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (4) 国及び地方公共団体の機関

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、概ね2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

2 委員は、千代田区女性活躍推進協議会(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第23条第1項の規定に基づき組織する協議会をいう。)の構成員を兼ねるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進区民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、推進区民会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進区民会議の庶務は、地域振興部国際平和・男女平等人権課が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

2 推進区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則(平成14年4月18日14千政国発第14号)

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成16年3月22日15千政国発第216号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月13日25千政国男発第233号)

この要綱は、平成26年3月13日から施行する。

附 則(平成27年4月1日27千地国男発第7号の6)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月25日27千地国男発第285号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 計画の策定経過

日程	内容等
令和2年(2020年)	
7月9日	第1回千代田区男女平等推進区民会議 議題1 第5次千代田区男女平等推進行動計画の進捗状況等 議題2 (仮称)第6次千代田区男女共同参画推進計画の策定
8月～9月	千代田区男女共同参画に関する意識・実態調査
11月25日	第2回千代田区男女平等推進区民会議 議題1 千代田区男女共同参画に関する意識・実態調査結果報告(速報値) 議題2 第5次千代田区男女平等推進行動計画の評価と課題(中間素案) 議題3 (仮称)第6次千代田区男女共同参画推進計画に向けた提言の構成
令和3年(2021年)	
3月16日	第3回千代田区男女平等推進区民会議 議題1 千代田区男女共同参画についての意識・実態調査結果の報告について 議題2 第6次千代田区男女平等推進行動計画策定に向けた提言(たたき台)について
5月20日	第1回千代田区男女平等推進区民会議 議題1 第5次千代田区男女平等推進行動計画の進捗状況と評価について 議題2 第6次千代田区男女平等推進行動計画策定に向けた提言(案)について 議題3 第6次千代田区男女平等推進行動計画の全体像等について
5月27日	千代田区男女平等推進区民会議より 「第6次千代田区男女平等推進行動計画に向けた提言」を提出
7月28日	第2回千代田区男女平等推進区民会議 議題1 第6次千代田区男女(ジェンダー)平等推進行動計画素案(たたき台)について
10月18日	第3回千代田区男女平等推進区民会議 議題1 第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案について
11月20日～	「第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案」のパブリックコメント実施 (令和3年(2021年)12月20日まで)
令和4年(2022年)	
2月9日	第4回千代田区男女平等推進区民会議 議題1 第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画素案に対するパブリックコメントについて 議題2 第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画(案)について
2月	パブリックコメント結果公表
3月	第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画策定

【参考】

千代田区特定事業主行動計画(第2期)

「千代田区特定事業主行動計画」は、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定が義務付けられた計画で、特定事業主として任命権者(区長、区議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会)が連名で策定するものです。すべての職員が家庭生活と仕事を両立しながら活躍し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つため、職員が働きやすく、持てる能力を最大限発揮できる職場を目指した取組を進めます。

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

指標

- ・職員一人・1か月当たりの平均超過勤務時間
- ・職員一人当たりの年次有給休暇取得日数
- ・年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員の割合
- ・ワーク・ライフ・バランスに満足している職員の割合

取組

- ・ワーク・ライフ・バランス研修の実施
- ・超過勤務縮減に向けた取組強化
- ・年次有給休暇取得促進に向けた取組
- ・柔軟な働き方に資する制度の構築等

目標2 安心して育児・介護と両立できる職場環境の整備

指標

- ・出産支援休暇取得率
- ・育児参加休暇取得率
- ・男性職員の育児休業取得率

取組

- ・男性職員の育児参加の促進
- ・両立支援冊子の改訂
- ・両立支援研修の実施
- ・育児休業・介護休暇取得者への情報提供の強化
- ・職層ごとの育児休業・介護休暇取得への人的支援

目標3 女性の活躍に向けた支援の充実

指標

- ・管理・監督者に占める女性職員の割合
- ※管理・監督者とは、部長級・課長級・係長級の職員

取組

- ・キャリア形成の意識付け
- ・職務経験の向上を目指したジョブローテーションの実施
- ・管理職の働き方改革
- ・管理職の魅力のPR

4 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目 次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に

おける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その

他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)
- 第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)
- 第四章 保護命令(第十条一第二十二条)
- 第五章 雑則(第二十三条一第二十八条)
- 第五章の二 補則(第二十八条の二)
- 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命

令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

資料編

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次

- 第一章 総則(第一条一第四条)
 - 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
 - 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画(第八条一第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
 - 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条一第二十九条)
 - 第五章 雑則(第三十条一第三十三条)
 - 第六章 罰則(第三十四条一第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小

の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二・三

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年六月五日法律第二四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料編

7 ジェンダー平等に関する年表

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	千代田区の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ○「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択(IL O/国際労働機関) 	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人問題企画推進本部設置 ○婦人問題企画推進会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都議会「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択 ○国際婦人年「婦人のつどい」開催 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連婦人の10年」始まる(1976年～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「民法」改正(離婚復氏制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「都民生活局婦人計画課」設置 ○東京都婦人問題懇話会「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的な考え方」提言 	<ul style="list-style-type: none"> ○区議会に初の女性議長就任
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置 ○「東京都婦人相談センター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等社会をめざし、区総務課に連絡窓口組織を設置
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> ○「婦人問題解決のための東京都行動計画(S54～60年度)」策定 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都婦人情報センター」開設 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女子差別撤廃条約」署名 ○「民法」改正(配偶者法定相続分改定等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「職場における男女差別苦情処理委員会」設置 ○都議会「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する意見書」提出 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ILO第156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「国内行動計画後期重点目標」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都婦人問題協議会」設置 	

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	千代田区の動き
1982年 (昭和57年)				
1983年 (昭和58年)			○「婦人問題解決のための新東京都行動計画-男女平等と共同参加へのとうきょうプラン- (S58～H2年度)」策定	
1984年 (昭和59年)			○東京都婦人問題国際シンポジウム「アジア・太平洋地域における婦人問題」開催	
1985年 (昭和60年)	○「国連婦人の10年」世界会議(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○「国籍法」「戸籍法」改正(父母両系血統主義の採用等) ○「男女雇用機会均等法」公布 ○「女子差別撤廃条約」批准	○「国連婦人の10年」最終年都民会議開催	
1986年 (昭和61年)		○婦人問題企画推進本部拡充 ○婦人問題企画推進有識者会議開催 ○「男女雇用機会均等法」施行	○「国連婦人の10年をふりかえって」発行	○初の女性管理職(事務系)を登用
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	○「若い女性の手帳」(福祉局)発行	
1988年 (昭和63年)		○「労働基準法」改正(労働時間の短縮)		
1989年 (平成1年)			○東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして-その課題と基本的考え方」報告	○千代田区女性関係施策連絡委員会(委員長助役)設置

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	千代田区の動き
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		○「東京都男女平等推進会議」設置 ○東京都女性問題協議会「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について—すべての分野への女性の参画」報告	
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ○「育児休業等に関する法律」公布	○「女性問題解決のための東京都行動計画—21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン—(H3～12年度)」策定 ○「東京都男女平等推進基金」設置	
1992年 (平成4年)		○「育児休業等に関する法律」施行 ○婦人問題担当大臣として初めて内閣官房長官を任命	○「財東京都女性財団」設立	
1993年 (平成5年)	○世界人権会議(ウィーン) ○第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布、施行	○東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくり—21世紀への旅立ち—」報告	○「ちよだ女性団体等連絡会」設立
1994年 (平成6年)	○国際人口開発会議(カイロ)「行動計画」採択	○総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置		○「千代田区女性関係施策連絡委員会」を「千代田区男女平等推進委員会」を改称 ○「千代田区男女平等推進懇談会」設置
1995年 (平成7年)	○第4回国連世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児休業法」を「育児・介護休業法」に改正(介護休業制度の法制化) ○「ILO第156号条例」批准	○「東京ウィメンズプラザ」開設	○「男女平等に関する意識・実態調査」実施
1996年 (平成8年)		○国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「男女共同参画推進連携会議」(えがりてネットワーク)発足		

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	千代田区の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会設置(法律) ○「男女雇用機会均等法」改正(セクハラ防止措置の義務化等) ○「労働基準法」改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ○「育児・介護休業法」改正(労働者の深夜業制限の制度創設) ○「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第1次千代田区男女平等推進行動計画(H9～14年度)策定 ○男女平等推進担当課を設置(女性課長就任)
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等推進のための東京都行動計画—男女が平等に参画するまち東京プラン—(H10～19年度)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都千代田区男女共同参画センター条例」施行 ○「男女共同参画センターMIW」開設 ○「MIW通信」第1号を発行
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」公布、施行 		
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」及び「成果文書」採択 ○ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「介護保険法」施行 ○「児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)」公布、施行 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布、施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都男女平等参画基本条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○千代田区議会会議規則改正(出産、家族の介護・看護等の欠席事由を明文化) ○千代田区男女平等推進区民会議設置 ○「男女平等推進担当課」を「男女平等・人権課」に変更
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府に「男女共同参画局」設置 ○「男女共同参画会議」設置 ○「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」公布、施行 ○第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) 		
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ○「男女平等参画のための東京都行動計画—チャンス&サポート東京プラン2020—(H14～18年度)」策定 ○配偶者暴力相談支援センター業務を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次千代田区男女平等推進行動計画(H14～18年度)策定 ○「中小企業従業員育児休業助成制度」「育児・介護休業者職場復帰支援」事業開始

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	千代田区の動き
2003年 (平成15年)		○「少子化社会対策基本法」公布、施行 ○「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布		○「男女共同参画センターMIW」開設5周年
2004年 (平成16年)		○「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」改正(「配偶者からの暴力」の定義の拡大等) ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行		○「男女共同参画センターMIW」にてDV相談を開始
2005年 (平成17年)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)を開催	○「第2次男女共同参画基本計画」策定	○「次世代育成支援東京都行動計画(前期)」策定	○「千代田区次世代育成支援行動計画」策定 ○「千代田区子育て施策の財源の確保に関する条例」制定 ○中小企業従業員仕事と家庭の両立支援制度に「配偶者出産休暇制度奨励金」「子の看護休暇制度奨励金」新設
2006年 (平成18年)		○「男女雇用機会均等法」改正(性差別禁止の拡大等)	○「東京都配偶者暴力対策基本計画(H18~20年度)」策定	○「次世代育成手当」創設。出産後から高校3年生終了前までの児童に対する手当を支給
2007年 (平成19年)		○「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」改正(保護命令制度の拡充等) ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)改正(労働条件の文書交付・説明義務等)	○「男女平等参画のための東京都行動計画—チャンス&サポート東京プラン2007—(H19~23年度)」改定	○「第3次千代田区男女平等推進行動計画(H19~23年度)」を策定 ○「男女共同参画センターMIW」が区役所新庁舎10階へ移転
2008年 (平成20年)			○「女性の再チャレンジ応援マニュアル」作成	○「男女共同参画センターMIW」開設10周年
2009年 (平成21年)		○「育児・介護休業法」改正(子育て期間中の働き方の見直し等)	○「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」作成 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画(H21~23年度)」改定	

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	千代田区の動き
2010年 (平成22年)	○第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)を開催	○「第3次男女共同参画基本計画」策定	○「次世代育成支援東京都行動計画(後期)」策定	○「千代田区次世代育成支援行動計画(後期)」策定 ○「千代田区子育て施策の財源の確保に関する条例」制定
2011年 (平成23年)	○UN Women(国連女性機関)の正式発足			
2012年 (平成24年)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		○「男女平等参画のための東京都行動計画—チャンス&サポート東京プラン2012—(H24～28年度)」改定 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画(H24～28年度)」改定	○「第4次千代田区男女平等推進行動計画(H24～28年度)」策定
2013年 (平成25年)		○「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」改正(適用対象の拡大) ○「ストーカー規制法」改正(電子メールを送信する行為の規制)		○「男女共同参画センターMIW」にて第1回MIW祭り開催
2014年 (平成26年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	○「男女雇用機会均等法」改正(間接差別となり得る措置の範囲の見直し等) ○「次世代育成支援対策推進法」改正(取組期間の延長等) ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)改正(正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大)		

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	千代田区の動き
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連サミットで「SDGs(持続可能な開発のための2030アジェンダ)」を採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う) ○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク)を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年、全面施行) ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「千代田区次世代育成支援計画」策定
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ○G7伊勢志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 	<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」改正(介護休業通算93日を3回まで分割取得可能等) ○「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都女性活躍推進白書」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「千代田区女性活躍推進協議会(千代田区男女平等推進区民会議の委員を兼ねる)」設置 ○「男女共同参画等についてのアンケート調査報告書」発行 ○「千代田区特定事業主行動計画」策定
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「改正育児・介護休業法」施行 ○刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都男女平等参画推進総合計画(H29～R3年度)」策定 ○「東京都女性活躍推進計画(H29～R3年度)」策定 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画(H29～R3年度)」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第5次千代田区男女平等推進行動計画(H29～33年度)」策定 ○中小企業従業員仕事と家庭の両立支援制度に「男性の育児休業、育児短時間勤務奨励金」「引継期間代替要員給与助成金」「職場復帰後研修受講費用助成金」制度新設
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○千代田区議会全員一致にて「性的マイノリティへの理解とすべての区民が自分らしく生きられる社会を目指す施策の展開を求める決議」 ○「男女共同参画センターMIW」開設20周年 ○配偶者暴力相談支援機能に関する基礎調査実施

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	千代田区の動き
2019年 (平成31年) (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 ○「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」改正(関係機関として児童相談所が明確化等) ○「労働施策総合推進法」改正(職場におけるパワーハラスメント対策等) ○「育児・介護休業法」改正(子の看護休暇、介護休暇の時間単位取得等) ○「子ども・子育て支援法」改正(幼児教育無償化等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行 ○「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○LGBTs相談開始 ○「LGBTsへの対応に関する職員ハンドブック」作成
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合(ニューヨーク)を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第5次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「千代田区男女共同参画についての意識・実態調査」実施 ○中小企業従業員仕事と家庭の両立支援制度に「制度導入奨励金」新設
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」改正(産後パパ育休、育児休業の分割取得等) ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都男女平等参画推進総合計画改定に当たっての基本的考え方について(中間のまとめ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○千代田区議会会議規則改正(育児、看護、介護、配偶者の出産補助、産休の欠席事由を明文化)

8 用語集

●IT技能(p.64)

情報セキュリティ技術など情報技術に携わる上で必要な技能のこと。

●SNS(p.34)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

●^{エスディージーズ}SDGs(p.3)

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標のこと。男女共同参画に関しては、女性に対する差別や暴力の排除、あらゆるレベルにおける女性の参画やリーダーシップの機会の確保などが示されている。

●M字カーブ(p.17)

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。

●^{エルジービーティーズ}LGBTs(p.8)

「L＝レズビアン(女性同性愛者)」「G＝ゲイ(男性同性愛者)」「B＝バイセクシュアル(両性愛者)」「T＝トランスジェンダー(心を身体の性が一致しない人)」の頭文字と、それ以外の多様な性の存在を「s」で表す。

●アジェンダ(p.9)

取り組むべき検討課題や行動計画のこと。

●インセンティブ(p.64)

意欲を引き出すために与えられる外的な刺激のこと。

●アンコンシャス・バイアス(p.45)

無意識の偏ったモノの見方のこと。

●合計特殊出生率(p.15)

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合、一生の間に産むと想定される子どもの数に相当する。

●ジェンダー(p.9)

性別役割分担意識等に見られる、社会的・文化的に形成された性別に対する考え方。生物学的な性別を意味するセックスに対する言葉。

●ジェンダー平等(p.3)

ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味する。

●ジェンダーギャップ指数(p.3)

各国における男女格差を図る指標のこと。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成される。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(p.5)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的に、平成27年(2015年)に制定された。同法では、国や地方公共団体、従業員が301名以上(令和元年(2019年)6月公布の改正法施行後は101名以上)の民間事業主は女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報公表、行動計画の策定が義務付けられている。(全条文はp.96～に記載)

●生活上の困難(p.45)

国では、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会を開催し、令和元年(2019年)10月に中間まとめを取りまとめている。その中でこれまで、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を抱える者等を支援対象としてきたが、女性が抱える問題が近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっていることから新たな枠組みを構築していく必要性を指摘している。

●性自認(p.6)

自分自身が認識する性別を表す言葉。生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と、性自認が一致しない人をトランスジェンダーという。なお身体的な性と性自認が一致しないために困難を抱える人が医療的な身体改変や戸籍の変更などの対応を望む場合、医学的に性同一性障害と診断されることがある。

●性的指向(p.6)

人の恋愛や性愛がいずれの性別を対象とするかを表す言葉。恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両性に向かう両性愛を指す。

●性別役割分担意識(p.20)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

●セクシュアル・ハラスメント(p.5)

相手の意に反する性的な言葉や行為によって、不快や不安な状態に追い込むことや、それらの言動を拒否したことで解雇・降格・減給等の不利益を受けること。

●ダイバーシティ(多様性)&インクルージョン(社会的包摂・包括)(p.8)

性別、年齢、障害、国籍などの外面の属性やライフスタイル、職歴、価値観などの内面の属性にかかわらず、それぞれの個を尊重し、認め合い、良いところを活かすこと。ダイバーシティ&インクルージョンを推進することで、一人ひとりの多様性をお互いに尊重し認め合い、受け入れ、活かすことで、組織や社会全体が持続可能な成長へつなげていくことが期待される。

●男女共同参画社会基本法(p.3)

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年(1999年)に公布・施行された。同法は男女共同参画社会の実現のため、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つの基本理念を掲げている。(全条文はp.86～に記載)

●デジタル化(p.64)

ビジネスにおいてデジタルデータに基づいて、新たな価値を生み出すこと。また、アナログのデータをデジタルに変換すること。

●DV(ドメスティック・バイオレンス)(p.5)

配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力等のあらゆる暴力のこと。配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題だという意識の浸透が求められる。

●デートDV(p.29)

結婚していない恋人間の暴力、特に若い世代で親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力のこと。親密な関係にある相手であっても、互いの意見を尊重し、一緒にいるときも、離れているときも、自分のことも、相手のことも大切にできる「DV」がない関係性を構築すること求められる。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(p.5)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年(2001年)に制定された。その後、平成19年(2007年)、平成25年(2013年)、令和元年(2019年)にそれぞれ改正が行われ、令和元年(2019年)の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化された。(全条文はp.91～に記載)

●配偶者暴力相談支援センター(p.55)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、一時保護、自立して生活することを促進するための支援等を行う機関。

●パートナーシップ制度(p.45)

同性カップルに対して、二人が婚姻に相当する関係であることを認める制度のこと。

●パワー・ハラスメント(p.5)

職権等の権力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。

●ファミリーシップ制度(p.45)

同性カップルが育てている子どもも家族として証明する制度のこと。

●マタニティ・ハラスメント(p.5)

妊娠や出産・育児休業等を理由に、精神的・身体的苦痛を与える言葉や行為を行うことや、雇用条件等の面で不利益な扱いをすること。平成28年(2016年)3月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」にて企業による防止措置が義務付けられた。

●労働力比率(p.17)

15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(p.27)

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは、自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重する考え方を指す。リプロダクティブ・ヘルスを確立するために、包括的性教育(ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育)を浸透させていくことが重要視されている。

●ワーク・ライフ・バランス(p.25)

働くすべての人々が、「仕事」と育児、介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方。

9 事業ごとの指標一覧

目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する(本編 p.45～p.54)

【施策の方向 1】人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
①人権尊重・ジェンダー平等の情報発信	1	広報千代田、ホームページ、SNS等による情報発信	広報千代田による情報発信の回数	年間24回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	2	情報紙の発行等	MIW通信・ライブラリニュース みゆう発行回数	年6回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
②学校における人権尊重・ジェンダー平等施策の実施	3	各校園における人権教育の推進	教材・資料等を活用した校・園数	幼稚園8園 小学校8校 中学校2校 中等教育学校1校	指導課
	4	教材・資料等の活用による人権・ジェンダー平等の意識啓発	教材・資料等を活用した校・園数	幼稚園8園 小学校8校 中学校2校 中等教育学校1校	指導課
	5	子どもの自尊感情や人権感覚を育む教育の実践	「人権教育プログラム」を活用した教育を実践した校・園数	幼稚園8園 小学校8校 中学校2校 中等教育学校1校	指導課
	6	教職員に対するジェンダー平等、人権尊重教育の研修	研修会の回数	5回	指導課
	7	スクールカウンセラー等による相談・支援	相談件数	11,883件	指導課
	8	いじめ・悩み相談レター、ホットライン	相談件数	67件	指導課
	9	小・中学生への人権意識の啓発	人権の花、子どもたちの人権メッセージ、中学生人権作文の実施	輪番制により各1校	国際平和・男女 平等人権課
	③区民等向けの人権尊重・ジェンダー平等施策の実施	10	人権・ジェンダー平等に関する講座・講演会	講座・講演会の回数	年1回
11	区内学校・地域団体・企業等と連携した講座	出前講座・連携講座の回数	年3回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW	
12	雇用主向け講座	研修会・講座の回数	年3回	国際平和・男女 平等人権課	
13	区民への人権意識の啓発	人権講演会の回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課	

【施策の方向 2】生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
① 疾病予防、健康づくりの推進	14	各種健(検)診	子宮がん検診、乳がん検診の受診率	子宮がん 28.7% 乳がん 27.7%	健康推進課
	15	生活習慣病予防相談	生活習慣病予防相談の回数	年5回	健康推進課
	16	心の健康づくり	心の相談室の相談件数	34件	健康推進課
② 妊娠から子育て期までの支援	17	妊婦健診	妊婦健康診査の実施回数	14回	健康推進課
	18	出産・子育て支援	ちよ♡まま面談の実施回数	395回	健康推進課
	19	親子学級	親子学級の参加者数	土曜ままばば学級 163人 平日ままばば学級 26人 にこにこ広場67人	健康推進課
	20	子育て相談	子育てコーディネーターによる相談件数	区役所内窓口 876件 あい・ぽーと麴町 692件	児童・家庭支援センター
	21	子育て支援サービス	主なサービス利用件数	ファミリー・サポート・センター利用件数 4,205件 預かり保育9,779件	児童・家庭支援センター
③ 互いの性や生殖に関する理解の促進	22	拡充 性や生殖に関する知識及び情報の普及・啓発	講座の回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画センターMIW
	23	新規 「生命(いのち)の安全教育」の推進のための教材等の活用	教材等を活用した校・園数	新規事業	指導課
	24	エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	相談件数	862件	健康推進課

【施策の方向 3】生活上の困難を抱える女性などへの支援

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
①女性相談等の相談事業の実施	25	女性相談	相談件数	1,822件	生活支援課
	26	MIW相談	相談件数	一般相談377件 法律相談20件 LGBTs相談16件	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	27	子どもと家庭に関 わる総合相談等	新規相談実件数	虐待相談288件 その他相談184件	児童・家庭支援 センター
	28	新規 東京都若年被害 女性等支援事業 との連携による支 援	若年被害女性等の相談件数	24件	生活支援課
②子育て世帯への経済的支援	29	各種手当	次世代育成手当対象児童数 児童手当対象児童数 児童扶養手当対象児童数	1,218人(各月平均) 8,459人(各月平均) 238人	子育て推進課
	30	こども医療費助成	助成件数	128,477件	子育て推進課
	31	就学援助	援助人数	268人	学務課
	32	幼児教育無償化 施設等利用費・私 立幼稚園等園児 保護者負担軽減 事業	利用園児数	216人(令和2年10 月～令和3年9月)	子ども支援課
	33	外国人学校児童・ 生徒保護者負担 軽減事業	補助人数(児童・生徒数)	30人	子育て推進課
③ひとり親 家庭の支 援	29	各種手当【再掲】	次世代育成手当対象児童数 児童手当対象児童数 児童扶養手当対象児童数	1,218人(各月平均) 8,459人(各月平均) 238人	子育て推進課
	34	ひとり親家庭等医 療費助成	助成件数	3,900件	子育て推進課
	35	母子家庭及び父 子家庭自立支援 給付金事業	支給人数	2人	生活支援課
	36	母子福祉資金・父 子福祉資金の貸 付	貸付人数	22人	生活支援課
	37	生活保護	ひとり親家庭の生活保護受給 世帯数	母子世帯 7世帯(15人)	生活支援課
	21	子育て支援サービ ス【再掲】	主なサービス利用件数	ファミリー・サポート・セン ター利用件数 4,205件 預かり保育9,779件	児童・家庭支援 センター

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
④ 様々な困難を抱える若年女性に対する支援	25	女性相談【再掲】	相談件数	1,822件	生活支援課
	26	MIW相談【再掲】	相談件数	一般相談377件 法律相談20件 LGBTs相談16件	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	27	子どもと家庭に関 わる総合相談等 【再掲】	新規相談実件数	虐待相談288件 その他相談184件	児童・家庭支援 センター
	38	就労支援	支援人数	3人	生活支援課
	37	生活保護【再掲】	若年女性の生活保護受給世 帯数	該当世帯なし	生活支援課
	28	新規 東京都若年被害女 性等支援事業との 連携による支援【再 掲】	若年被害女性等の相談件数	24件	生活支援課

【施策の方向 4】LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
①LGBTsへの理解の促進	39	LGBTsに関する講座・講演会等	講座の回数	年2回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	40	職員の人権・ジェンダー平等意識の向上に向けた研修	実施研修数	LGBTsを含む1講座	人事課
	41	LGBTsに関する研修	研修の回数	年各1回	指導課
②LGBTs相談の実施	42	LGBTs相談	相談件数	16件	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	43	居場所づくり	参加人数	1人	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	7	スクールカウンセラー等による相談・支援【再掲】	相談件数	11,883件	指導課
	8	いじめ・悩み相談レター、ホットライン【再掲】	相談件数	67件	指導課
	16	心の健康づくり【再掲】	心の相談室の相談件数	34件	健康推進課
	③LGBTsへの施策の推進	44	拡充 LGBTsに関するハンドブックの充実	配布部数	249冊 ※令和元年度
45		新規 パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討	男女平等推進委員会における検討回数	新規事業	国際平和・男女 平等人権課

目標2 配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する(本編 p.55~p.63)

【施策の方向 1】DV・デートDVの防止と被害者の支援

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
①DVの防止に向けた意識づくり	46	虐待防止強化期間の取組	情報発信の回数	広報1回、HP1回 MIW Facebook 47回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	47	DV・デートDV防 止の啓発	情報発信の回数	パープルリボンプロ ジェクトにおいて 広報1回、HP2回 MIW Facebook 47回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	48	DV防止のための 講座・講演会	講座の回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
②早期発見体制の充実と相談機能の強化	49	虐待等防止連絡 委員会によるネッ トワークづくり	虐待等防止連絡委員会開催 回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課
	50	配偶者暴力相談 支援センターの設 置	虐待等防止連絡委員会開催 回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課
					生活支援課
					児童・家庭支援 センター
	51	配偶者暴力相談 支援センターによ る相談	配偶者暴力に関する相談件 数	589件	国際平和・男女 平等人権課
				265件	生活支援課
				72件	児童・家庭支援 センター
52	教育研究所にお けるスクールソー シャルワーカーの 配置	相談件数	938件	指導課	
16	心の健康づくり【再 掲】	心の相談室の相談件数	34件	健康推進課	
18	出産・子育て支援 【再掲】	ちよ♡まま面談の実施回数	395回	健康推進課	

資料編

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
③DV被害者を安全に保護する体制の確保	53	女性及び母子緊急一時保護施設の確保	保護件数	0件	生活支援課
	51	配偶者暴力相談支援センターによる相談【再掲】	配偶者暴力に関する相談件数	589件	国際平和・男女 平等人権課
				265件	生活支援課
				72件	児童・家庭支援 センター
	54	同行支援	支援人数	0人	国際平和・男女 平等人権課
55	住民基本台帳事務における支援措置	支援措置申出件数	123件(千代田区 在住70件)	総合窓口課	
④DV被害者の自立に向けた支援	51	配偶者暴力相談支援センターによる相談【再掲】	配偶者暴力に関する相談件数	589件	国際平和・男女 平等人権課
				265件	生活支援課
				72件	児童・家庭支援 センター
	38	就労支援【再掲】	DV被害者の支援人数	0人	生活支援課
	56	新規 子どものケアプログラム	子どものケアプログラムの実施回数	新規事業	国際平和・男女 平等人権課
	29	各種手当【再掲】	次世代育成手当対象児童数 児童手当対象児童数 児童扶養手当対象児童数	1,218人(各月平均) 8,459人(各月平均) 238人	子育て推進課
	34	ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	助成件数	3,900件	子育て推進課
	35	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業【再掲】	支給人数	2人	生活支援課
	36	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付【再掲】	貸付人数	22人	生活支援課
	37	生活保護【再掲】	DV被害者の生活保護受給世帯数	該当世帯なし	生活支援課

【施策の方向 2】 児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進

施策	事業 No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
① 児童虐待防止対策の推進	27	子どもと家庭に関する総合相談等【再掲】	新規相談実件数	虐待相談288件 その他相談184件	児童・家庭支援センター
	57	要保護児童対策地域協議会によるネットワークづくり	開催回数	代表者会議年1回 実務者会議年2回	児童・家庭支援センター
	58	虐待防止リーフレット等の作成・周知	リーフレット等周知状況	HP掲載 窓口配布(通年)	児童・家庭支援センター
② 高齢者虐待防止対策の推進	59	高齢者に関する相談	相談件数	994件	在宅支援課
	60	高齢者・障害者虐待防止推進委員会議によるネットワークづくり	開催回数	年1回	在宅支援課
					障害者福祉課
	61	高齢者虐待防止マニュアルの作成・周知	マニュアルの周知状況	関係各所への配付(通年)	在宅支援課
62	区民や介護職員向け研修会・講演会等	高齢者虐待防止マニュアルを使用した研修等の実施回数	年2回	在宅支援課	
③ 障害者虐待防止対策の推進	63	障害者虐待防止センターによる相談	相談件数	31件	障害者福祉課
	60	高齢者・障害者虐待防止推進委員会議によるネットワークづくり【再掲】	開催回数	年1回	在宅支援課
障害者福祉課					

【施策の方向 3】 ハラスメント・性暴力等の防止への取組の推進

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
①ハラスメントの防止啓発及び相談窓口周知	64	ハラスメントの防止に関する講座・講演会	講座の回数	0回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画センターMIW
	65	国、東京都との連携による各種制度の周知	周知件数	年12回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画センターMIW
	25	女性相談【再掲】	相談件数	1,822件	生活支援課
	26	MIW相談【再掲】	相談件数	一般相談377件 法律相談20件 LGBTs相談16件	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画センターMIW
②性暴力の防止啓発及び相談窓口の周知	66	性暴力等の防止に関する講座・講演会	講座の回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画センターMIW
	25	女性相談【再掲】	相談件数	1,822件	生活支援課
	26	MIW相談【再掲】	相談件数	一般相談377件 法律相談20件 LGBTs相談16件	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画センターMIW
	67	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携	情報提供状況	HP掲載 窓口配布(通年)	国際平和・男女 平等人権課
	28	新規 東京都若年被害女性等支援事業との連携による支援【再掲】	若年被害女性等の相談件数	24件	生活支援課
	68	東京都被害者等支援事業及び犯罪被害者支援ネットワーク協議会との連携	犯罪被害者週間イベントの実施回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課
	③安全・安心なまちづくりの推進	69	安全・安心パトロール	登下校の見守り業務の実施回数	1,061件
70		区内警察署との覚書による連携	連携会議開催回数	随時	安全生活課
71		客引き行為等の防止	見回り実施回数	毎月1回	安全生活課

目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する(本編 p.64～p.69)

【施策の方向 1】女性のキャリア形成・就労の支援

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
①キャリア形成・就労の支援	72	キャリア形成・就労に関する講座・講演会	講座の回数	年2回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	73	新規 国、東京都の各種 支援制度の活用 促進	情報提供状況	窓口配布(通年)	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW 商工観光課
②女性による起業・開業支援の充実	74	女性起業家支援 ビジネス起業塾	起業塾の回数	年1コース(全9回) ※令和元年度実績	コミュニティ総務 課(公益財団法人 まちみらい千 代田)

【施策の方向 2】男性の働き方の見直しの促進

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
①男性の家庭・地域への参画促進	75	家事・育児・介護に関する男性向け講座・講演会	男性向け講座の回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	76	中小企業における仕事と家庭の両立支援	男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金申請件数	10件	国際平和・男女 平等人権課
	77	家庭教育学級への父親の参加促進	父親向け家庭教育学級の実施回数	毎年1回以上	生涯学習・スポ ーツ課
	19	親子学級【再掲】	親子学級の参加者数	土曜ままばば学級 163人 平日ままばば学級 26人 にこにこ広場67人	健康推進課
	78	認知症サポーター養成講座への男性の参加促進	男性の参加者割合	52.8%	在宅支援課

【施策の方向 3】家事、育児、介護等と仕事の両立支援

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
① 子育て支援の実施	18	出産・子育て支援【再掲】	ちよ♡ママ面談の実施回数	395回	健康推進課
	19	親子学級【再掲】	親子学級の参加者数	土曜ままばば学級 163人 平日ままばば学級 26人 にこにこ広場67人	健康推進課
	20	子育て相談【再掲】	子育てコーディネーターによる相談回数	区役所内窓口 876件 あい・ぽーと麴町 692件	児童・家庭支援センター
	21	子育て支援サービス【再掲】	主なサービス利用件数	ファミリー・サポート・センター利用件数 4,205件 預かり保育9,779件	児童・家庭支援センター
② 保育環境の整備	79	保育園・こども園等における保育	待機児童数	0人	子ども支援課
	80	私立保育所の整備	待機児童数	0人	子育て推進課
	81	学童クラブ	待機児童数	0人	児童・家庭支援センター
	82	病児保育・病後児保育	病児・病後児保育派遣費用助成件数	65件	子ども支援課
③ 介護者支援の実施	83	介護サービス等の充実	①在宅支援ホームヘルプサービス提供実績 ②在宅訪問リハビリ支援提供実績	①利用者数26人 (延べ279人) 派遣総時間 5,681.7時間 ②登録者数31人 利用回数376回	高齢介護課
	84	障害福祉サービス	居宅支援(ホームヘルプサービス)家事援助利用実績	利用者数49人 利用時間 5,724時間	障害者福祉課

【施策の方向 4】誰もが働きやすい環境づくりの推進

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの理解促進	85	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	講座の回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	12	雇用主向け講座【再掲】	研修会・講座の回数	年3回	国際平和・男女 平等人権課
②ワーク・ライフ・バランスを推進する区内企業等への支援	76	中小企業における仕事と家庭の両立支援【再掲】	男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金申請件数	10件	国際平和・男女 平等人権課
	86	次世代育成支援行動計画策定奨励金	奨励金交付事業所数	8社	子育て推進課
	87	中小企業の次世代育成支援対策に対する商工融資利子補給の優遇	利用事業所数	0件	商工観光課
	88	プロポーザル方式等における、男女共同参画等の取組の加点項目化	プロポーザル方式、総合評価方式による選定件数	35件	契約課
	73	新規 国、東京都の各種支援制度の活用促進【再掲】	情報提供状況	窓口配布(通年)	国際平和・男女 平等人権課 商工観光課

目標4 地域社会におけるジェンダー平等を推進する(本編 p.70～p.72)

【施策の方向 1】 政策・意思決定過程における女性の参画の拡大

施策	事業 No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
① 様々な分野への女性の参画促進	89	拡充 審議会等における女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進	審議会における女性委員の割合	31.2%	国際平和・男女 平等人権課
	90	新規 女性による意見交換の場の提供	実施回数	新規事業	国際平和・男女 平等人権課
	91	特定事業主行動計画の推進	管理・監督者に占める女性職員の割合	34.7% ※令和3年度	人事課
	92	男女共同参画センターMIW情報紙の配布	MIW通信の発行回数	年2回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW

【施策の方向 2】 ジェンダー平等の視点からの災害対策

施策	事業 No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
① ジェンダー平等の視点からの災害対策の推進	93	「避難所運営協議会」等への女性の参画促進	女性代表との意見交換会の場を設ける避難所運営協議会の数	0箇所	災害対策・危機 管理課
	94	新規 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した避難所運営	運営マニュアルを作成する避難所の数	0箇所	災害対策・危機 管理課
	95	ジェンダー平等の視点からの災害対策講座	講座の回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課

目標5 行動計画の推進体制を充実する(本編 p.74~p.78)

【施策の方向 1】男女共同参画センターMIWの機能強化

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
① 相談の実施	26	MIW相談【再掲】	相談件数	一般相談377件 法律相談20件 LGBTs相談16件	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	96	関係機関との連携 による支援	ケース会議の回数	2回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
② 学習の実施	10	人権・ジェンダー平 等に関する講座・ 講演会【再掲】	講座・講演会の回数	年1回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	11	区内学校・地域団 体・企業等と連携 した講座【再掲】	出前講座・連携講座の回数	年3回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
③ 情報収集・提供 の実施	97	MIW通信・ホーム ページ・情報ライ ブラリ・ビデオサロ ンを通じた男女共 同参画情報の収 集・提供	①MIW通信・ライブラリニュー スみゆう発行回数 ②ビデオサロンの回数	①年6回 ②年6回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
④ 活動支 援の実施	98	MIW登録団体の 活動支援	ミーティングルームの利用回 数	79回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
⑤ 交流支 援の実施	99	MIW祭り等の交流 の場や機会の提 供	参加団体数	21団体	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
⑥ 区民・ 関係機 関・NPO 法人等民 間支援団 体との連 携	100	男女共同参画セ ンター運営協議会 への区民委員の 参画	男女共同参画センター運営協 議会実施回数	年3回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW
	101	地域団体・NPO 法人等との連携強 化	連携講座等の回数	年2回	国際平和・男女 平等人権課 男女共同参画セ ンターMIW

【施策の方向 2】計画の推進体制の充実

施策	事業No.	事業名	指標	現状値 (令和2年度)	担当課
① 計画の 推進・進 行管理	102	男女平等推進委員会による計画推進	男女平等推進委員会開催回数	年3回	国際平和・男女 平等人権課
	103	男女平等推進区 民会議との協働	区民会議の開催回数	年3回	国際平和・男女 平等人権課
	104	ジェンダー平等に 関する「見える化」	情報発信の回数	新規事業	国際平和・男女 平等人権課
	105	ジェンダー平等に 関する意識・実態 調査	意識・実態調査の実施回数	令和2年度1回実 施(次回令和7年度 実施予定)	国際平和・男女 平等人権課
② 区職員 に対する ジェンダー 平等の推 進	91	特定事業主行動 計画の推進【再 掲】	①出産支援休暇取得率 ②育児参加休暇取得率 ③男性職員の育児休業取得率	①66.7% ②73.3% ③44.4%	人事課
	40	職員の人権・ジェ ンダー平等意識の 向上に向けた研修 【再掲】	実施研修数	3講座	人事課

※No.37、38、40、91については同事業であっても施策の体系により指標が異なります。

第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画

発行日 令和4年3月

編集・発行 千代田区地域振興部国際平和・男女平等人権課
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

電話 03(3264)2111(代表)

